

# 4GVで液体を梱包する。

6.3.1.2.5 液体を収納している内装容器は、その収納液体の全量を吸収するに足る十分な量の吸収材で完全に包まなければならない。

6.3.1.2.6 液体を収納する内装容器を非防漏型の外装容器に入れる場合、または個体物質を収納する内装容器を非粉末防漏型の外装容器に入れる場合は、それら液状または固体状の物質が流出しないように防漏型内張り、プラスチック袋、その他同等の効果を持つ流出防止手段方法を講ずること。液体を収納する容器については、6.3.1.2.5 で要求される吸収剤を、液体内容物流出防止手段の内側に入れなければならない。

6.3.1.2.7 液体を収納する内装容器は、5.0.2.9 に従わなければならない。

6.3.1.2.8 容器は6.0.4に基づき、組み合わせ容器包装に対する包装等級Iの性能試験が行われた旨のマーキングをしなければならない。キログラム(kg)単位でマーキングされる総重量は、外装容器の重量と6.3.1.2.1 関連の落下試験で使用された内装容器の重量の半分を足したものでなければならない。さらに6.0.3.6.1に記載されたような“V”の記号を追記しなければならない。



①

### 6.3.1.2.6 内袋使用



②

### 6.3.1.2.5 底の部分に吸収剤



③

吸収剤の上に危険物製品を載せる。



④

6.3.1.2.5 十分な量の吸収剤で  
完全に包む



